

平成21年2月13日

愛媛県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 中村時広様

愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会意見について（報告）
会長 佐々木信也



愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会意見について（報告）

平成21年1月23日に開催されました標記懇話会における委員意見につきまして、愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会設置要綱第6条第4項に基づき、次のとおり報告いたします。

意見内容

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）については、国の医療制度改革により、平成20年4月から全国一律に施行されたものの、当該制度に係る説明不足や制度の詳細決定の遅れ、さらには年度途中における制度の見直しなどにより、住民や実施機関等に対して大きな混乱を招く結果となり、現在でも国においては今春をめどに抜本的な見直しを検討している状況にあり、老人保健制度からの円滑な移行どころか、未だに制度そのものが確立されたものとはなっておりません。

これまでの10年以上にわたる医療制度のあり方における議論を踏まえ、現在の高齢者だけでなく、若い世代にとっても将来的に安心して医療が受けられる持続可能な医療保険制度を堅持するため、一日も早く高齢者医療制度を構築することが重要であると考えます。

以上、愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会の意見としてご報告するとともに、次に掲げる項目につきまして、格別のご配慮をいただき、今後の制度運営に役立てていただくことを強く要望いたします。

- 一、広報啓発については、従来の手法を継続して行うだけではなく、必要な人に必要な情報が伝達されるよう、これまで以上に効果的かつきめ細やかな広報のあり方について具体的な検討を進めるとともに、財源となる予算の確保について国に対して要望すること。
- 一、後期高齢者医療制度という名称については、高齢者の心情に配慮した統一的な名称に変更するよう、国に対して働きかけを行うこと。
- 一、被保険者証については、文字が小さく、カードが薄いことから、高齢者にとって読みづらく、扱いにくいものであるため、新たに被保険者証を交付する際には、高齢者ができるだけ利用しやすいものとなるよう改善に努めること。